

ク ウ エ ー ト 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			ヒンズー語又は英語
V 費 用			必 要